

分担金・拠出金の名称	国際連合平和維持活動 (PKO) 分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	50,603,949千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称	国際連合	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1) 国際連合平和維持活動の設立経緯等・目的 国際連合平和維持活動(以下「国連PKO」という。)は、戦後の東西対立の中で安全保障理事会(以下「安保理」という。)の常任理事国間で協調が得られず、国際連合(以下「国連」という。)憲章第7章が想定する集団安全保障が機能しなかったため、国連が紛争地における平和維持を目的として実際の慣行を通じて確立してきた。安保理の決議に基づき、国連に加盟国から提供される要員や独自に採用する文民等からなる国連PKOミッションが、主な紛争当事者の同意を得て現地に派遣され、当該地域の平和と安定のために活動する。具体的には、安保理決議に従い、以下のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停戦監視、駐留、武器の搬出入の検査、地雷など放棄された武器の回収等 ・国軍への助言・指導、治安維持 ・難民・避難民の帰還支援、文民の保護 2017年6月末時点で、16の国連PKOミッションが展開中(これに加え、安保理決議第1863号に基づくAUソマリア・ミッションへの支援も実施中。なお、国連コートジボワール活動(UNOCI)は2017年6月末で活動を終了)。 <p>(2) 拠出に当たっての成果目標 国連憲章第1条第1項に規定される「国際社会の平和及び安全の維持」の達成という目的のために、国連PKOは紛争地域における停戦監視を通じた治安の回復及び維持、選挙支援を行うとともに、平和構築、地雷除去、人道援助に対する支援を通じた復興支援等の活動を行う。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織に	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・「国際の平和及び安全の維持」は、国連憲章に基づく国連の活動の三本柱の一つである。国連は安全保障を扱う唯一の普遍的な国際機関であるとともに、開発や人権等幅広い分野も扱っていることから、紛争の要因となっている様々な問題に包括的に対応することで、紛争地域の情勢の改善等の成果をあげてきている。1948年に国連休戦監視機構(UNTSO)が展開して以来、69の国連PKOが展開しており、世界各地の紛争地域の平和維持に貢献してきている。</p> <p>・現在国連PKO分担金の拠出を受けて活動中のミッションは以下のとおり(注: 国連通常予算の拠出を受けているUNTSO及び国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP)もある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連キプロス平和維持隊(UNFICYP) ・国連兵力引き離し監視隊(UNDOF) ・国連レバノン暫定隊(UNIFIL) ・国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO) ・国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK) ・国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO) ・国連リベリア・ミッション(UNMIL) ・国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH) ・ダルフル国連AU合同ミッション(UNAMID) ・AUソマリア・ミッション支援(UNSOA又はUNSO:安保理決議第1863号(2009)) ・国連アビエ暫定治安部隊(UNISFA) ・国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS) ・国連マリ多角的統合安定化ミッション(MINUSMA) ・国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA) <p>・国連事務局は上記のミッションについて安保理に対する定期報告を行うとともに、各ミッションのホームページを設け具体的な活動内容について対外的な発信を行っている。また、各ミッションの予算の執行状況及び国連PKO予算全体の外部監査について国連総会第5委員会に執行状況報告を行っている。</p> <p>・近年の国連PKOが対応する紛争の性質的な変化(テロ活動など過激主義の拡大、維持すべき平和の脆弱性の増大等)及び現場の活動ニーズと派遣される部隊との間の能力・装備のギャップ等の課題の高まりを受けて、2014年10月、PKO等の国連平和活動の現状を見直すため、潘基文国連事務総長(当時)が、国連平和活動に関するハイレベル独立パネル(HIPPO)を設置。2015年6月、HIPPOが潘基文事務総長に国連PKO等の見直しに関する報告書を提出(HIPPO報告書)。同年9月、同報告書の提言を踏まえて、国連事務総長として今後の優先課題とその実施に向けた行動計画を取りまとめ、加盟国に提示する事務総長報告書を公表。その公表以降、国連総会第5委員会等において同事務総長報告の実施について加盟国間で議論を継続中。</p> <p>・上記のHIPPO報告書の実施に向けた事務総長報告において、UNカントリーチームとの連携やAU等の地域機関との連携の必要性についても取り上げられており、国連総会第5委員会等において同事務総長報告の実施について議論を継続中。</p> <p>・我が国は2016年1月から国連PKOの活動内容を定める安全保障理事会の非常任理事国として各PKOミッションのマンデート(活動内容及び活動期間)に係る意思決定に積極的に参画している。また、国連PKO予算及びHIPPO報告書に関する議論については、我が国は国連総会第5委員会において主要財政貢献国として効率的かつ効果的な国連PKO予算を策定すべく意思決定に積極的に参画している。HIPPO報告書において取り上げられている提言については、依然関係国との間で議論が続けられていることから、最終的な評価を行うことはできないが、我が国としては効率的かつ効果的な国連PKO予算の策定を目指して引き続き各国と議論していく考え。</p>			

ついで	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・国連PKO予算については、国連事務局が内部監査を実施するとともに、外部監査により評価を受け、それらの結果は報告書の形で公表されている(直近の例は下記参照。)。その内容については、国連総会第5委員会においても審議され、必要に応じて決議を採択する形で事務局に勧告を行うとともに、それらの結果を踏まえて、次期PKO予算の内容についても決議を採択する形で決定が行われる。</p> <p>・国連内部監査部(OIOS)が2016年1月から同年12月までの国連PKOに関する内部監査を実施し、同報告書を2017年5月に第5委員会に提出(国連ホームページにも掲載。)。 ・国連会計監査委員会(BOA)が2015年7月から2016年6月までの国連PKO予算に関する外部監査を実施し、同報告書は2017年5月に第5委員会に提出(国連ホームページにも掲載。)。 ・国連事務局が2015年7月から2016年6月までの各国連PKOミッション予算の執行状況報告書を作成し、2017年5月に国連総会第5委員会に提出(国連ホームページにも掲載。)</p> <p>・国連は、2010年に潘事務総長(当時)に提案されたグローバル・フィールド・支援戦略に基づき、世界中に展開している国連PKOミッションの設立、維持、撤退においてより効率的・効果的な運営を実現するため、国連事務局フィールド支援局(DFS)の内外(ニューヨークの国連本部、イタリア・プリンディシの国連ロジスティック基地、各ミッションの派遣地等)に散在している人材・財政・調達・ロジック面でのサポート機能を見直し、包括的なサポート体制と一貫したプロセスとして統合を進めている。また、2006年7月の国連における国際公会計基準(IPSAS)の導入決定以降、順次導入作業に着手。2012年に国連行財政規程規則(Financial Regulations and Rules of the United Nations)の改訂、2014年に国連事務局及び国連システムの全ての機関がIPSASに準拠した財務諸表を作成することにより、PKOに係る資産及び負債の正確な把握が可能となった。また、2015年に経営資源計画(Umoja)を導入し、国連本部とフィールド・ミッションのシステムの統合及び各ミッションの財務報告への本部からのアクセスの実現等の進展があった。</p> <p>・2013年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOAの外部監査報告では、IPSASの導入に遅れが生じている現状を踏まえて、国連PKOミッションの管理層への注意喚起を強化するよう勧告。その後のBOA報告では、IPSASに基づく財務諸表の作成に進展が見られること(2014年5月及び2015年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)、IPSASに基づく財務諸表の作成能力の強化が観察されること(2016年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)、加えて、Umojaの導入と相まってIPSASに基づく財務諸表の作成能力の強化が観察され、引き続きフィールドに展開する職員の訓練に取り組むべき旨を勧告している(2017年5月に国連総会第5委員会に提出されたBOA報告)。</p> <p>・我が国は、国連PKOの効率的・効果的な運営の実現を目指して、国連総会第5委員会の議論を通じて、グローバル・フィールド・支援戦略やIPSASの導入を推進し、他の国連加盟国及び国連事務局に働きかけを行ってきた。その結果、上記の進展が得られてきている。</p>
II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<p>我が国は国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進しており、国連PKOの活動は、その重要な一角を担うものである。また、国際社会の平和と安全の維持を我が国だけで実施することは人的にも財政的にも不可能であり、普遍的な国際機関である国連が実施する活動に協力することが現実的である。さらに、国連PKO分担金の支払いは、国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務であり、我が国は国連加盟国第3位となるPKO分担率(2016-2018年の分担率は9.680%)を負担していることから、我が国がPKO分担金を支払わない場合には、PKO活動が資金不足に陥ることになり、その実施が大きな困難に直面するのみならず、我が国の国連を通じた積極的平和主義の取組にも著しい負の影響を及ぼすことが想定される。(なお、PKO分担金は我が国の任意で拠出額を減額することはできない。)</p> <p>・我が国は、現在の世界では、どの国も一國で自らの平和と安全を維持することができないとの認識の下、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進しており、二国間支援としては、例えば東南アジア諸国を始めとする国々に対して能力構築支援を行っているが、国連PKOによる国際の平和と安全の維持と回復に向けた取組との間で連携し、相互の整合性がとれている。また、国連PKOは、その規模・任務からしても、我が国のみならず一國だけで実施することは困難。</p> <p>・国連PKO予算及びHIPPO報告に関する議論については、我が国は国連総会第5委員会において主要財政貢献国として効率的かつ効果的なPKO予算を策定すべく意思決定(具体的にはPKO予算決議の決議案交渉)に積極的に参画し、我が国の意見を表明している。安保理及び第5委員会のいずれにおいても、我が国の意見はおおむね反映されていると考える。</p> <p>・PKO予算については、毎年5～6月に開催される国連総会第5委員会再開会期第二部におけるPKO予算交渉の機会を通じて、国連事務局に対して我が国の考えを伝達している。2016年1月に国連事務局でPKO予算の編成を所管する国連事務局フィールド支援局(DFS)担当のカレ国連事務次長が訪日した際にも、PKO予算に関する我が国の考えを説明した。</p>
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	<p>・国連事務局の専門職員以上に占める日本人職員の割合は、過去5年間3%前後で推移している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年6月末時点:2.6%(日本人職員78名/専門職以上全体数2982名) ・2015年6月末時点:2.7%(日本人職員81名/専門職以上全体数3001名) ・2014年6月末時点:2.9%(日本人職員83名/専門職以上全体数2901名) ・2013年6月末時点:3.0%(日本人職員88名/専門職以上全体数2907名) ・2012年6月末時点:2.7%(日本人職員60名/専門職以上全体数2245名) ・2011年6月末時点:3.2%(日本人職員65名/専門職以上全体数2049名) <p>・国連事務局の日本人幹部職員(部長(D1)級相当以上)は、2016年6月30日時点で8人。2016年3月、アフガニスタン担当事務総長特別代表兼国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)代表に山本忠通氏が就任している。</p> <p>・2016年6月30日時点の我が国の国連事務局における「望ましい職員数」の水準は167～226人。同時点での日本人職員数78名は右水準を下回っている。</p> <p>・我が国は2016年～2017年の間、安保理非常任理事国として国連PKOミッションのマンデート(活動内容及び活動期間)に係る意思決定(具体的には安保理決議の決議案交渉)に積極的に参画している。</p> <p>・国連事務局の日本人職員数の増加に向けた取組として、国連事務局とのハイレベル意見交換、国連事務局から我が国へのアウトリーチミッションの派遣及びYPP(ヤング・プロフェッショナル・プログラム)試験等を実施。</p>

<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国連PKO予算については、以下のとおりPDCAを確保している。 PLAN: 安保理で国連PKOミッションの設置又はマンダートの更新を決定。国連総会第5委員会で予算案の審議を行い、総会にて予算を承認。 DO: 国連PKOによる平和維持活動の実施。 CHECK: 内部・外部監査報告書により活動を評価。 ACT: 安保理に提出される事業報告、総会に提出される決算報告を通じ、必要に応じて状況分析、必要な改善策を提言する。 ・国連PKO分担金の執行については、国連PKOミッションの執行状況報告書及びBOA報告において毎年報告されている。支出額に対して余剰額が生じた場合には、国連PKO分担金の支払い要請書においてクレジットとして報告され、分担金の支払いが相殺される。
<p>担当課室名</p>	<p>国連企画調整課</p>